相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区十三元今里三丁目六五番地、最後の住所札幌市西区山の手四四二番地琴似平和学園　被相続人　亡　山田　継俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

事務所札幌市中央区大通西八丁目　レジディア大通西三階　名倉一誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　名倉　一誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市水門町五八〇番地、最後の住所茨城県潮来市潮来四九五八番地三

被相続人　亡　飛田　邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

茨城県神栖市波崎五一三八番地

相続財産管理人　山名　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市相生町五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　烈土

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

群馬県高崎市上和田町一四番地

相続財産管理人　司法書士　西川　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市箕郷町上芝九九番地二、最後の住所群馬県高崎市箕郷町東明屋四六六番地六　被相続人　亡　櫻井　義範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

事務所群馬県高崎市問屋町西一丁目九番地三KYビル二〇一

相続財産管理人　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金四丁目四六八番地、最後の住所神奈川県鎌倉市鎌倉山二丁目二番二六号　被相続人　亡　新井きよゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階

相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県山梨市牧丘町倉科一二八二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大村　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル五階甲斐の杜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長倉　智弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県周智郡森町森五〇五番地、最後の住所静岡県静岡市葵区千代田二丁目九番一〇号　被相続人　亡　山本　康英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

静岡市葵区馬場町四三番の一　静岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市菅生町字元菅二〇番地、最後の住所愛知県岡崎市菅生町字菅生三九番地　被相続人　亡　倉橋　麻子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

愛知県岡崎市羽根町東荒子三八番地一ｆ．ａ．ｓビル二階　弁護士法人ＯＦＦＩＣＥシンカイ

相続財産管理人　弁護士　山本　興輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市梶町四丁目三七番、最後の住所大阪府守口市梶町四丁目三七番四号　被相続人　亡　今村　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

大阪市北区西天満二―二―三―六大阪法曹ビル

相続財産管理人　弁護士　鵜飼万貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府阪南市尾崎町八丁目二三五番地、最後の住所大阪府阪南市尾崎町五丁目三八番三号　被相続人　亡　市紋日出子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

大阪市北区西天満二―二―三―A〇九号

相続財産管理人弁護士　岸田　好美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区旭一丁目一〇番地、最後の住所大阪市西成区旭一丁目二番六号　被相続人　亡　宮川　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月十日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

第39期決算公告　平成24年6月27日

札幌市中央区北3条東7丁目360番地2

北ガスサービス株式会社

代表取締役　合月　宏

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,350,175
	固定資産	286,806
	資産合計	1,636,981
負債及び純資産の部	流動負債	527,675
	固定負債	434,303
	株主資本	675,003
	資本金	46,000
	利益剰余金	629,003
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	621,503
	（うち当期純利益）	（7,332）
	負債・純資産合計	1,636,981

平成23年度決算公告

平成24年6月18日

兵庫県西宮市柏堂町3―7フォーラム夙川台

公益財団法人ライフスポーツ財団

理事長　清水　進

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32
	固定資産	5,141
	合計	5,173
負債及び正味財産の部	流動負債	6
	固定負債	6
	負債合計	12
	指定正味財産	5,034
	一般正味財産	127
	正味財産合計	5,161
	合計	5,173

平成23年度決算公告

平成24年7月10日

大阪府大阪市中央区玉造一丁目2番40号

公益財団法人森下仁丹奨学会

代表理事　森下美恵子

貸借対照表の要旨

（平成24年3月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5
	固定資産	1,296
	合計	1,301
負債及び正味財産の部	負債合計	―
	指定正味財産	760
	一般正味財産	541
	正味財産合計	1,301
	合計	1,301